

特別養護老人ホーム遠賀園 重要事項説明書

1. 当園が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 9 3 - 2 9 3 - 5 5 2 2

担 当 森 泰 子 (生活相談員)

※ ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 特別養護老人ホーム遠賀園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

名 称	特別養護老人ホーム 遠賀園
所 在 地	福岡県遠賀郡遠賀町浅木三丁目18番1号
介護保険指定番号	福岡県 第4075200107号

(2) 設備の概要

定 員		50名	静養室	1室
居 室	4人部屋	12室 (1室 35.64 m ²)	医務室	1室
	2人部屋	1室 (1室 18.48 m ²)	食 堂	1室
			機能訓練室	1室
浴 室		一般浴槽と特殊 浴槽があります		

(3) 施設の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	社会福祉士	1		施 設 長	1 名
医 師	医師		1	入園者の健康管理	1 名
生活相談員	社会福祉士・社会福祉主事	1		入園者の生活相談	1 名
栄 養 士	管理栄養士・栄養士	1・2		献 立 作 成	3 名
機能訓練指導員	PT		1	入園者の機能訓練	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員実務研修修了者		1	入園者のケアプラン作成	1 名
事務職員	簿記 2 級・3 級	2		会 計 全 般	2 名
介護・看護職員	看 護 職 員	1	1	入園者の健康管理及び介護	2 名
	准 看 護 職 員	3		入園者の健康管理及び介護	3 名
	介 護 福 祉 士	1 0	1 1	入園者の介護	2 9 名
	実務者研修修了者	3	3		
	初任者研修修了者	1			
	そ の 他	1			

(4) 勤務体制

	区分	始業	終業	休憩時間
相談員	早出	8 : 3 0	1 7 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
	遅出	1 0 : 0 0	1 8 : 3 0	午前 1 5 分 午後 1 5 分
事務員	早出	7 : 3 0	1 6 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
	遅出	1 0 : 0 0	1 8 : 3 0	午前 1 5 分 午後 1 5 分
寮母	早出	6 : 3 0	1 5 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
	遅出	1 0 : 3 0	1 9 : 0 0	午前 1 5 分 午後 1 5 分
	当直	1 6 : 0 0	9 : 3 0	仮眠 4 時間
	夜勤	2 2 : 0 0	6 : 3 0	2 4 : 0 0 ~ 1 : 0 0
看護師	早出	7 : 3 0	1 6 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
	遅出	1 0 : 0 0	1 8 : 3 0	午前 1 5 分 午後 1 5 分
栄養士 調理員	早出	6 : 3 0	1 3 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
	遅出	1 0 : 0 0	1 8 : 3 0	午前 1 5 分 午後 1 5 分

※寮母 3 0 分短縮分 1 ヶ月で調整

3. サービス内容

- | | |
|---------------|------------|
| ① 施設サービス計画の立案 | ⑦健康管理 |
| ② 食事 | ⑧特別食の提供 |
| ③ 入浴 | ⑨行政手続き代行 |
| ④ 介護 | ⑩日常費用支払い代行 |
| ⑤ 機能訓練 | ⑪所持品管理 |
| ⑥ 生活相談 | ⑫レクリエーション |

4. 支払方法

事業者は、前月分の請求額を毎月20日までに入所者に通知し、毎月末日までに現金又は口座振込にてお支払いいただきます。

お支払いいただきますと、必要に応じて領収書を発行いたします。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申込ください。居室に空きがあれば入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

①入所者のご都合で退所される場合、退所を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 入所者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた入所者の要介護認定区分が、非該当（自立又は要支援）と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ 入所者がお亡くなりになった場合

① その他

- ・ 入所者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または入所者やご家族等が、当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は退所していただく場合がございます。この場合、契約終了1週間前までに、文書にて通知いたします。

- ・ 入所者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合は、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合がございます。尚この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|-------------|--|
| ・ 面 会 | 時間に制限はありません。事務所前の面会簿への記入をおねがいします。 |
| ・ 外出・外泊 | 外出・外泊届出用紙に必要事項を記入の上、行って下さい。 |
| ・ 飲酒・喫煙 | 定められた場所での飲酒・喫煙をお願いします。 |
| ・ 設備・器具の利用 | 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償の対象となることがあります。 |
| ・ 金銭・貴重品の管理 | 金銭・貴重品は原則として管理させていただきますが、それに及ばない場合の盗難、紛失には一切責任を負いませんのでご了承ください。 |
| ・ 所持品の持ち込み | スペースに限りがあります。できるだけ少なくし、衣類等は季節ごとの衣替えをお願いします。 |
| ・ 宗教活動 | 施設内での入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。 |
| ・ ペット | ペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。 |

7. 緊急時の対応方法

施設は入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 介護現場におけるハラスメント対策

(1) サービス利用に関する留意事項

・利用者及び利用者家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

(2) サービス契約の終了

・事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる。

- ① （略）
- ② （略）
- ③ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

9. 非常災害対策

対 策	職員に対する防災マニュアルの習得を行っています。
設 備	スプリンクラー、防災扉・シャッター、自動火災報知器、消火器、誘導灯、非常用電源など必要な設備を備えています。
訓 練	消防署、消防団、地域住民と非常時を想定した合同訓練などを行っています。
防火責任者	犬 伏 秀 克

10. サービス内容に関する苦情

①当施設お客様相談、苦情担当

苦情解決責任者 安 高 裕 二（施設長）

苦情担当 森 泰 子（生活相談員）電話番号 093-293-5522

FAX 番号 093-293-5020

②その他

当施設以外に市区町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・ 福岡県運営適正化委員会 092-915-3511
- ・ 国民健康保険団体連合会 相談・苦情処理 092-642-7800
- ・ 福岡県介護保険広域連合 遠賀支部 093-291-5266
- ・ 遠賀町役場 福祉課 (代表) 093-293-1234
- ・ 岡垣町役場 福祉課 (代表) 093-282-1211
- ・ 水巻町役場 福祉課 (代表) 093-201-4321
- ・ 第三者相談委員会 (責任者) 安 高 裕 二 093-293-5522
(浅木区元民生委員) 松 尾 幸 子 個人情報保護の為無記載

11. 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 筑前会

代表者役職・氏名 理事長 二 神 正 光

名称・施設名 介護老人福祉施設 遠賀園

管理者名 施設長 安 高 裕 二

所在地 福岡県遠賀郡遠賀町浅木三丁目18番1号

電話番号 093-293-5522

FAX 番号 093-293-5020

施設または実施する事業 ①居宅介護支援事業
②訪問介護事業
③訪問入浴介護事業
④通所介護事業（デイサービスセンターふれあい）
⑤短期入所生活介護事業
⑥短期入所生活介護事業（ユニット）
⑦特別養護老人ホーム遠賀園
⑧在宅介護支援センター

12. 第三者評価の実地の有無

第三者評価	あり	なし
-------	----	----